

近世地域社会における文書の作成と管理

高 橋 実

【要 旨】

中世の口頭を主とする社会から近世の文書を不可欠とする社会への移行は、文字の意思伝達機能と記録機能を基礎とする社会への移行であった。「文書による支配」といわれる近世統治システムは、地域が文字読解能力を持っていることが前提であり、同時に地域は後日の証拠や参照のために文書を管理・保存してきた。19世紀に入り初等教育機関が普及して文字を知る村人が一段と増加した。それは、商品経済の発展などによる文字使用機会の増大に対応する必要性によったものである。こうして文書主義社会がしだいに厚みを増し、管理・保存の必要な文書はしだいに増加してきた。

本稿は、近世社会の特質や文書主義を背景に置いて、「文書による支配と文書主義」と「近世社会の仕組みと文書管理」について具体的に検討したものである。

【目 次】

はじめに

1. 文書による支配と文書主義
2. 近世社会の仕組みと文書管理
3. 近代への継続と断絶

はじめに

本稿は、これまで文書管理史研究にかかわっていくつか言及してきた論考をもとに¹⁾、常陸国信太郎の一定地域（現、茨城県牛久市）を対象にして実証面に留意して改めてまとめたものである。

近世は、文書・証文の時代といつてよい²⁾。口頭の世界を基礎とする中世社会から文書を不可欠とする社会への移行の時代である。近世文書の柱書にある「口書」、「舌代」、「口上書」などは、口頭の世界のなごりであるが、口頭から文書への移行は、文字の意思伝達機能と記録機能を基礎とする社会への移行であった。

幕藩領主が都市に集住できたのは文書による意志伝達が可能であったからで、それは村方に文字を解するものがいたからである。そこでの文書の役割は、まず意志伝達の用を主としなが

1) 青山英幸・安藤正人編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、1996年、や国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『中近世アーカイブズの多国間比較』、岩田書院、2009年、所収の諸論考。

2) 塚本学「都市文化との交流」、同編『日本の近世第8巻村の生活文化』、中央公論社、1992年。

ら、さらに後日の参照や証拠にもなるものであった。

村人が納めるべき年貢諸役関係文書が読めない、あるいは知らされなければ、村役人は領主の意志と称して村民から不当に横領することができる。したがって読解能力がなく、あるいは読む機会を与えられないと、重大な損失を受ける危険があった³⁾。寛永21(1644)年に幕府が諸代官に命じたものをはじめ、年貢や諸入用の書類を村中の百姓が立ち合って確認せよとした幕法・幕府通達は、村人一般にも文書の読解能力があるとしての指示である。年貢諸役勘定文書記録は、実際の公開程度は別として原則として村民に公開されるべきものであった。

19世紀に入ると初等教育機関である寺子屋が普及して文字を知る村人が一段と増加した。それは、商品経済の発展などによる文字使用機会の増大に対応する必要性によったものである。こうして文書主義社会がしだいに厚みを増していったのである。

領主からの年貢関係文書は、上納の証拠であるだけならば数年の保存で十分であるが、長期にわたり保存してきた。それは、領主が村に新しい負担を求めた時などに、前例によってこれを阻止する拠りどころともなったからである。また、他村との争論にあたって、村の権利を主張する際の証拠書類に利用された例も多い。むしろまた、そうした争議での応答の書類は、後日の争論にそなえて保存されなければならなかった。

管理・保存の必要な文書は、文字を知る村人の増加と村人の監察に対する用意からも増加した。村の共通経費の記録である「村入用帳」は、監査をうけて後、役人の不正や手落ちがない証明記録ともなった。こうして近世は証拠が重視される時代であり、多くの文書がこうした証拠の役割をもったのである。

また近世は訴の時代といわれるほど、近世における訴訟の範囲や内容は多種多様であった⁴⁾。近世を通じて訴訟を一件も提起したことがない村はなかったといつてよい。この訴訟には、訴状から証拠書類まで、文書記録が必要であった。したがって、この訴の直接・間接の経験を通じて、訴訟技術だけでなく、訴訟のためにはどんな文書が必要か、あるいは有効かということ学んだのである。これが文書の管理・保存に一定の影響を与えずにおかない。

さらに藩など一定の規模をもった組織体の場合には、組織体機能が内部機構によって分担されるから、発生する文書記録群の総体あるいはその伝存形態である記録史料群の総体は、藩組織の機能分担システムを反映した体系的秩序、有機的構造をその内側に備えることになる。この記録史料群の内部構造を明らかにすることは、それに含まれる記録史料の十全な理解に不可欠なことである。さらに文書記録を管理し保存してきた組織の歴史を明らかにすることにもつながる。このような記録史料群の内部構造の把握に資するものとして、文書記録の管理史研究がある⁵⁾。これは文書記録が伝存するにいたった状況や環境(保存形態、保存空間、管理制度

3) この項で出典を明示しないものは、高橋実「近世における文書の管理と保存」、青山英幸・安藤正人編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、1996年、によっている。

4) 木村礎「逃散と訴」、『岩波講座・日本歴史10近世2』、岩波書店、1975年。

5) 文書管理史研究の研究史については、前掲註2の拙稿、保坂裕興「解説 記録史料の作成・伝来論」、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本のアーカイブズ論』、岩田書院、2003年や、最近の富善一敏「村方文書管理史研究の現状と課題」、国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究—近世における文書管理と保存—』、岩田書院、2008年、及び三野行徳ほか「方法としての近世公文書論」、大石学編『近世公文書論—公文書システムの形勢と発展—』、岩田書院、2008年、などを参照されたい。

など）を歴史的に明らかにしようとするもので、アーカイブズ学研究の重要な一部を構成するものがある。

本稿は、以上のような近世社会の特質や文書管理システムを背景に置いて、「文書による支配と文書主義」「近世社会の仕組みと文書管理」を検討することにする。

なお、この小稿全体は、註3の拙稿「近世における文書の管理と保存」に対する渡辺浩一氏の批判と新たな主張⁶⁾のうちアーカイブズシステムの淵源発見にとらわれすぎているという指摘への一つのコメントでもある。

1. 文書による支配と文書主義

(1) 文書の継続的管理・保存

天保3（1832）年7月末、上太田村（茨城県牛久市）など常陸国の幕府領村むらに幕府代官林金五郎から触書がまわってきた。内容は、今度代官の交替があり、林が新任の代官になったことと、去る28日に支配所の引継ぎがあったことを伝え、その上で過去20年間の年貢割付状や過去10年間の年貢皆済目録を写した帳面と、村明細帳や村絵図、さらに鉄砲の有無を記した書類を8月4日までに代官役所に持参せよ、という内容の急回状であった⁷⁾。

この回状に従い上大田村がすぐ書類を持参できるためには、上太田村で常日頃から村の書類を管理・保存していなければならないはずである。じつは、江戸時代どの村でも、このような必要に備えて、あるいは利害を証明する文書記録として書類を継続的に管理し、保存していたのである。

たとえば、年貢割付状は、その年の年貢を納め、受取の年貢皆済目録をもらえば必要がなくなるわけで、廃棄してもよいはずである。もし保存するにしても数年でよいわけであるが、村びとたちは継続して大切に管理・保存してきた。それは、たとえばのちに年貢過重問題が生じたときに負担の軽減を求める証拠になるからであって、自分たちの利益をまもり保障する文書記録とするために保存してきたのである⁸⁾。

6) 渡辺浩一「序 日本近世史料学研究の現状と課題」、高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料学研究—史料空間論への旅立ち—』、北海道大学図書刊行会、2000年。渡辺氏の批判は、高橋の論考は「現用（原局）—半現用（中間保管庫）—非現用（文書館）」という現代文書館システムの淵源を過去に発見するという立場に貫かれ過ぎており、旧来の発生史的観点に加えていわゆる社会史のインパクトを受け時代の固有性を観察する観点を獲得した歴史研究者にとって相当な違和感がある」というものであった。この渡辺批判の前提には、村や町がその機能を果たしていくために必要な文書管理と村や町が存続していくために不可欠の文書（存在証明文書）の管理とは分けてとらえるべきであり、そのためには両管理の意味を橋渡しするような基礎作業が必要だという主張がある（渡辺浩一「近世都市における宝蔵と文書『管理』—播州三木町を事例として—」、『史料館研究紀要』第28号、1997年）。後に富善一敏氏もいうように「アーカイブズ学的文書管理史」と「儀礼・由緒論的文書管理史」の二つの研究動向の連結が必要であることはいうまでもない（『村方文書管理史の研究の現状と課題』、国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』、岩田書院、2008年）。ただ、存在証明文書はどここの村町にあるというものではないことは確かである。なお、アーカイブズ学の文書管理史研究はこれら二つの分野を含めて研究対象にすべきであることから、「アーカイブズ学的文書管理史」という表現は好ましくない。「組織機能論的文書管理史」というべきであろう。

7) 茨城県牛久市上太田・青山栄夫家文書NoⅡ-11-2-1。

8) 大藤修「近世文書論序説（上）」、『史料館研究紀要』第22号、1991年。

たしかに村の文書には、支配のための文書が多くある。それは、次に述べるように、いわゆる「文書による支配」といわれる文書主義の支配システムから生み出されたものである。このことを根拠に江戸時代の支配はよく貫徹していたという主張があるが、それは一面的な見方である。多くの書類は、先の年貢割付状の場合と同じように、支配のための役割を果たしたのち、その文書記録が村に保存されることによって今度は逆に村の権利や村びとの生活を守る役割を担っていくのである。「文書による保証」である。

(2) 文書による支配

1830年代に作成された「天保郷帳」という全国の村調査書によれば、当時日本全体で6万3,500余の村(ほぼ現在の大字にあたる)があった。これらの村は、地域によって、あるいは各村むらによって違いはあるが、平均的な村の村高は300石から500石台であり、家数は40～60軒ほどであった。江戸時代の村びとは村を単位に、生活と生産を継続してきた。

これらの村の内実をみると、みな同じ経営規模の百姓によって構成されていたわけではなく、階層差があった。また村内には少数であるが、傍系の家族をもち、男女の奉公人を抱え、比較的経営規模の大きい百姓がいたのである。身分的には「長百姓」などといわれ、経済的には「身元宜しき者」といわれる上層地主百姓である。彼らは身分的にも経済的にも村共同体の頂点に立っており、彼らを中軸とする共同体規制の力を利用して通常の年貢徴収や百姓統制を行わせようとしたのである。こうして村共同体の規制力を背景とする村役人制が成立し、「村」は支配の行政単位として機能することになった。このように、兵農分離によって領主が村方に常住していなくても通常の百姓支配が可能な領主不在の遠隔地支配システムができあがったのである。

ところで江戸時代の村は、年貢や諸役を村で一括して請け負う村請制の村であった。この村請制の村の運営には、一定の「自治」的要素があり、それにともない村むらでは必要な文書記録を作成・授受し、また管理・保存してきた。また、領主は城下町に住んでいたため、領主から村への通達や村から領主への連絡は、通常、文書によって行われていた。前述の上太田村は幕府領であり、上太田村を直接支配するのは幕府代官で、その役所は江戸にあったため、特別な事態が生じないかぎり文書によって相互に連絡を行っていたのである。

このように領主不在の村請制方式のもとでは、領主は自分の意思を口頭で直接百姓へ伝えることは簡単にできないため、特別な場合を除き文書の送達によって意思を伝えざるをえなかった。他方、百姓も同じ理由から、領主へ意思を伝える場合、通常は文書を媒介とするほかなかった。そういうことから、兵農分離制下の村請制支配は「文書による支配」といいかえてもよいほどの文書中心の支配だった。そのためであろうか、徳川幕府は公用文書の書体についても全国画一の「御家流」(一説では、徳川將軍御家の書流という意味から生じた名称だという)をなかば強制しているのである⁹⁾。

そうすると、村も村びとも文書の読解能力がなく、記録を残していなければ事件に巻きこまれたりして重大な不利益をこうむる危険があった。経済活動においても事情は同じであった。

9) 青木美智男「近世の地方文書と近世史研究」、『講座日本近世史10 近世史への招待』、有斐閣、1992年。

とくに村政は、過去の記録がなくてはうまく進めることができにくくなってきたのである。つまり、「文書による支配」という文書中心主義の支配は、当然であるが百姓に対し「文筆暗からず」¹⁰⁾ という文字読解能力の向上を求めるものであった。このように、はじめは「文書による支配」のため否応なく文字使用が強制され、文字読解能力の向上が求められたのであるが、この読解能力の向上によって、百姓は「文書による支配」の枠を乗り越えうる手段を獲得することにもなった。つまり、百姓はたんに支配・被支配の必要のためのみに文字を使用していたわけではなく、獲得した読解・表現能力をしいに自分自身の社会経済活動の拡大のためや、自分らの利害を守る手段として、あるいは自分らの意見や文芸を伝える手段として、幅広く活用するようになったのである。

このような事情から、文書記録は公的な職務遂行のため、あるいは農業経営や私生活を営むために必要があって作成し、授受し、そしてのちの必要に備えて管理・保存してきたわけである。現在、村方文書（地方文書、名主文書などともいう）といわれ、旧村役人の家などに残されているのがそれである。このような文書の残存形態は、おそらく世界に例はないであろう。また、文書の質と量は日本でも近世特有のものである。それは、日本近世的特質的な支配・被支配関係が生み出したものであり、またそれから派生したものだからである。

（3）行政村請による文書急増

前述したような事情から、村むらでは「村の書類」を大事にしてきた。

村の名主には主な仕事だけでもかなりある。その処理に追われながらも、それらを一つひとつ丹念に記録してきた。また名主は、毎日のように手元を行き交う書類を写し取り、日々の仕事や行動をメモして、村政の手控えとした。一般にこれを「御用留」や「公用日記」などという。

それが近世の半ばが過ぎ、18世紀後半から村むらは「行政の村請・地域請」と表現しうような村政・地域行政を展開しはじめた。この展開に対応して村入用の支出・算入や各種普請や諸負担に関する文書群が作成されていくが、それはそれだけ公共的な仕事が質量ともに増加していくこと、村が地域行政組織としての活動を本格化していくことの結果であった¹¹⁾。これに従来からの村年貢算用関係の諸帳簿や支配関係の書類が加わるのだから、村の文書は必然的に増加せざるをえない。これまで、18世紀後半以降になると多くの文書が残るようになることは経験的にわかっていたが¹²⁾、それは地域行政村請化の進行によった文書作成量自体の飛躍的増大によるものであった。こうなると、文書群の組織的な管理と引継ぎシステムを整えざるをえない¹³⁾。この結果が、世界でも例をみないであろう膨大な村方文書を生み出したのであった。

このような年貢村請に加えて行政村請化の進行は、それだけ文書行政主義の進展を必然とした。かかる文書行政主義の進展が、村方文書の合理的な管理と引継ぎを村政の重要な課題とさせたのである。

さまざまな村の書類は、帳箱や書類箆筒などに入れられ、大切に保存されてきた。村役人が

10) 田中休愚著・村上直校訂『民間省要』120頁、有隣堂、1996年。

11) 藪田貫「畿内における幕藩制支配と村落の諸特質」、『歴史学研究』別冊特集、1970年。

12) 『長野県史・通史編第四巻近世一』第五章第三節、長野県、1987年。

13) 久留島浩「百姓と村の変質」、『岩波講座日本通史・近世5』第15巻、岩波書店、1995年。

交替するにあたっては、書類引継ぎ目録を作成し、引き継いだのである。そして、その何割かが幸いにも今日まで伝えられてきている。その一つひとつは、江戸時代の村の文書記録であり、わたしたち父祖の歩みが刻み込まれたものである。

(4) 村の帳面

幕藩領主の百姓支配上、村役人、なかでも名主の役割は大きかった。名主は幕藩領主からの通達や幕藩領主への願書、村相互間のやりとり、異変の知らせなど、毎日のように行き交う文書類を写し取り、管理・保存してきた。

大和田村(牛久市大和田)の本橋家文書群には、天保7(1836)年から明治27(1894)までの18冊の御用留が残されている。その一つ天保8年御用留は、「天保八年丁酉正月 御用留 大和田村役場」という表題をつけている¹⁴⁾。御用留には、名主和三郎などが作成した村方の文書記録や関宿藩や幕府からきた通達、あるいは組合村など他村からきた通知や宿場からきた助郷関係文書など、多様な通達・通知・書上が控えとして記録されている。

さまざまな文書記録の作成は、村の保存文書を増大させるのは当然である。

さてその村で作成され、保存されている文書の中には、その村で公的に保存・管理され、名主が交替するにあたり前任者から引継ぎ、さらに後任の名主に引渡していく文書記録がある。それらは土地や戸籍に関する基本帳簿であり、争論に関する裁決書類などであった。また、村および村びとが地域共同体の中で生産し生活していくうえで欠かすことのできない重要な文書記録であった。これらの文書記録は、いわば村と村びとの利害にかかわる重要な文書であると認識され、大切に保存されてきたのである。そのため、名主が交替するときには、文書引継ぎ目録を作成し、それを添付して文書の引継ぎが行われたのである。

名主の交替にとまなう諸書物の引渡しについては、幕藩領主は村政の運営に差し支えないように指示するのが常であった。これは領主からみて村政運営が停滞しないよう円滑な引継ぎを求めているのである。このように、たしかに領主も領主側の立場から引継ぎに遺漏のないように指示をしているが、しかし具体的な保存・引渡し規定、引継ぎ書物の特定はない。したがって、引継ぎの在り方は村側の意思によって基本的にきめられるものといえよう。

それではその引継ぎの実態はどのようなものであったのだろうか。その一例として江戸時代の諸帳面もふくんだ明治10(1877)年正月付きの書付引継ぎ証文を紹介する¹⁵⁾。

この引継ぎ証文は、地方制度の改正にとまなない、新地村(牛久市)の元戸長一石佐右衛門から牛久村(牛久市)の副戸長飯島治左衛門(新地村の管轄を兼務)に村川帳簿を引き渡したことを確認し合った証文である。

その証文に載っている引渡し帳簿は次の通りである。

一 明和三年田反別帳

一冊

14) 茨城県牛久市久野大和田・本橋義一家文書No.1。引用した茨城県牛久市域の文書は、牛久市史編纂の時に調査・整理したもので、本稿をまとめるにあたり整理番号などを確認する必要がある。そこで、市史編纂資料を引き継いでいる牛久市立図書館(資料は、図書館書庫に余裕がないため旧小学校校舎に別置)に出かけて閲覧した。市史編纂終了後、資料を整理し、出納しやすいうように保存していたためスムーズに閲覧することができた。関係者に謝意を表したい。

15) 牛久市牛久・飯島久美子家文書No.ア-1-11。

一 明和三年畑反別帳	一冊
一 明治五年畑方名寄帳	一冊
一 明治五年田畑勘定帳	一冊
一 明治五年御割付帳	二冊
一 明治九年貢金取立帳	三冊
一 地引帳	四冊
一 絵図面	一枚
一 等級下帳	四冊
一 明治九年戸籍帳	一冊
一 明治九年年々増減帳	十三冊
一 明治九年寄留帳・戸籍関係帳簿	九冊

このときの引継ぎ書物は全部で40冊と1枚で、内容はやはり土地や貢租に関するものがほとんどで、それに戸籍に関するものが含まれている。

（5）文書記録の公開

寛永18年（1641）に幕府は郷村法度を発したが、その第11条は、庄屋に年貢などの勘定諸帳簿を作らせ、惣百姓に承認の判子を押させることを命じたものである。つまり、この処置は、庄屋の非分を排除し、惣百姓の納得の上で年貢を上納させようとしたものである。それと同時に、庄屋が帳簿を管理・保存し、必要に応じて公開すべきであることが含意されていたといえよう。

村の文書記録、なかんずく年貢・諸役関係の文書記録は、必要があれば公開することが原則であった。それは現在の情報公開のように一般的に明文化されていたものでなかったが、近世初頭以来の村入用帳に関する幕府法令によって、文書記録の作成・管理保存・公開が規定されていたのである¹⁶⁾。

しかしこの規定は、能動的なものでなく、受動的なものである。名主は自ら進んで公開を実行するというものではなかった。実質的には、必要とする者が公開を求めなければ公開されないものだったのである。

しかも、公開要求しても名主がかならず公開するということが保証されていたわけでもない。そこに村方騒動で、名主不正・私欲横領を追求するときに文書記録の非公開が批判され、公開を要求される理由がある。これはどこの村方騒動でも常套文言のようにきまった要請パターンである、といってもいいすぎではない。

具体的例をみてみよう。天保8（1837）年に、久野村（牛久市久野）の上郷坪での諸勘定不正を公事銘とする訴訟が起きた。訴え出たのは上郷坪の百姓代五兵衛で、関宿藩の江戸留守居役所に提訴したものである¹⁷⁾。その訴状によれば、諸勘定を担当する組頭市右衛門らが過重に割り付けているのでその是正をもとめたが一向に取り上げないので、留守居役所の指示で「御

16) 保坂裕興「村方騒動と文書の作成・管理システム—武蔵国秩父郡上名栗村を事例として—」、『学習院大学史料館紀要』第6号、1991年。

17) 牛久市久野・本橋賢樹家文書Noヒ-5-32。

検見割付帳」やその他の諸帳面を提出させ、それを精査して、不正勘定を明らかにしてほしいという内容の提訴であった。訴訟の結果は不明であるが、おそらく関係帳簿の公開と精査は要求どおりに行われたものと推察される。

小坂村(牛久市小坂)で名主の村方勘定にかかわって数年間にわたる村方騒動が展開したが、寛政2(1790)年に成立した内済証文によれば、「田畑荒地御引方帳面」「御拝借金取立帳」「御年貢三ヶ年取立帳」が公開され、会計監査にもとづいて勘定が清算されて、示談が成立している¹⁸⁾。さらに翌3年に起きた老中松平定信への駕籠訴事件の取り調べ吟味の過程で、名主側は、なんら理由のない駕籠訴であることは「勘定帳面」をみればすぐわかることであると主張している¹⁹⁾。このようなことから、双方ともに関係帳簿の公開と監査は特別なことでなく、要求があれば拒否できないものと共通に認識されていたことがわかる。

もっとも、通常は「おらが名主様」を信用して村勘定を任せており、場合によっては印鑑も名主に預け置いたままにすることもあったが、いったん疑惑が生じると関係帳簿の公開を要求し、それが受け入れられなければ上級機関に提訴することはしばしばであった。それによって最終的には、帳簿が公開され精査されて一件落着となったのである。

幕藩領主も、村請制度をうまく展開させていくために年貢や諸勘定のトラブルはできるだけ避けたい問題であった。そのため、不正の禁止と関係帳簿の公開を早くから指示していたのである。

たとえば、正徳3(1713)年、幕府は、代官に具体的方法をあげて帳簿公開をつよく指導することを命じている。さらに宝暦3(1753)年、老中は、よりいっそう帳簿公開が行われるよう措置を講じると勘定奉行に指示しているのである²⁰⁾。このような指示の背景には、小前百姓の成長、権利意識の拡大に根ざした利害の主張、その具体的あらわれである訴訟の増大、村方騒動の頻発という時代状況があった。この状況を鎮め、秩序を維持していくためには、訴訟・騒動の発生源である諸賦課の公正化が必要であり、疑念を払うために帳簿類の公開をよりいっそう推進させたのである。そのため、支配の現場にいる幕府代官は、帳簿公開が実効あるものとするために、小前百姓による公開確認の押印帳の提出を命じているのである。

たとえば太田村(牛久市太田)は、文政10(1827)年11月、幕府代官の当分預所になったとき、代官所から八か条にわたる申渡を受けたが、その一条は「村入用の件はつねづね注意し、費用はできるだけ省略し、不正がないように勘定し、小前百姓たちが疑惑をもたないように処置し、村入用の割付け帳簿に小前百姓の承認印形を押したものを代官役所に届けるようにしろ」という通達であった²¹⁾。割付け不正疑惑を理由とする村方騒動の頻発という状況への対応としての勘定帳簿の公開処置であるといえよう。

これらの規定や措置は幕府領を対象にしたものであるが、しかしその政策基調は、直接・間接に諸領に影響を与えたことはいうまでもない。江戸時代の村の情報公開度は決して低いとはいえないようだ。

18) 『牛久市史料・近世Ⅱ』365頁。

19) 『牛久市史料・近世Ⅱ』366頁。

20) 高橋実「近世における文書の管理と保存」、青山英幸・安藤正人編著『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、1996年。

21) 牛久市上太田・青山栄夫家文書No.イ-25。

（6）惣百姓立合反古帳払い

村の共有文書や帳簿は大切なものであることは前述したところである。村民一同の利害にかかわる大事な帳簿であるがゆえに、その管理と保存には細心の注意が注がれたものと考えられる。

それと同じ理由で、帳簿の現用価値がなくなり、それを反古にするときにも惣百姓の立合と認可が必要だったようである。

天保10（1839）年3月、柏田村（牛久市柏田）では惣百姓が立ち合って次のような取り決めを確認し、帳簿の反古払いを行うことを承認した文書記録である「柏田村惣百姓立合帳払」に惣百姓55名が署名捺印している²²⁾。その内容は次のようなものであった。

一、毎年夫水銭 御公用并御地頭様御用之外諸入用之訳ケ、役人百姓立会、組々小帳相改、諸勘定仕候処、無用之夫方毛頭一門無御座候、依之大小之百姓遣払之方諸帳面共ニ味細ニ披見仕候処、相違成義無御座候、然上者去戌十二月迄之諸帳面可為反古候、弥惣百姓得心之上帳払仕候上者、無御苦勞諸帳面可被成反古候、依之惣百姓一同印形仕候処、依而如件

これは、御用関係や村入用などの金銭勘定を村役人と惣百姓が立ち合って監査し、諸帳面を精査したところ、無用の夫銭などが遣われておらず適切に処理されているので、去年一年間の関係帳簿は反古、つまり廃棄にしてよしい、という連印議定証文である。

これは、村方勘定をめぐるトラブルを防止する惣百姓監査制度にもとづく措置であることは明白である。この監査制度は柏田村のみの独自の制度であろうか。いまのところ他の村での存在が知られていないが、相当幅広く取り入れられていたのではないだろうか。もしも独自の制度とするならば、それはどのような理由で設定されたのであろうか。柏田村で村入用に関する騒動があり、今後そのような騒動を未然に防ぐためにとられたシステムであろうか、今後の課題である。

ところで、毎年関係帳簿を廃棄するのではなく、関係帳簿を数年保存しておいたらよいのではないかと私たちは考えがちであるが、それは私たち現代人の思い込みである。江戸時代の紙は相対的に直段の高いものであった。そのため、帳簿の反古紙の裏を使ったり、漉き返して再生紙として利用していた。また、反古紙は、相当の直段で買い取られていたのである。これは村の共通費に直接関係することである。このような事情からも、反古帳払いも惣百姓の立合と承認を必要としたのであろう。

2. 近世社会の仕組みと文書管理

（1）近世社会の仕組みと文書——民間社会の厚みの中で

中世から近世への移行の過程で構築された幕藩制国家は、戦国期に成立する自律的・自立的な社会集団である村や町を基礎とした国家体制であり²³⁾、制約された条件の下であったが「公

22) 牛久市柏田・宮本武憲家文書Noア-137。

23) 勝俣鎮夫『戦国法成立史論』、東京大学出版会、1979年。

共性」「公平性」を基調とする支配を展開する国家であった。

また、2世紀半あまり続いた幕藩制国家の支配の強さは、訴訟を厳禁し、百姓を力で圧倒したところにあったのではない。訴願を受け入れ、献策に対応する「柔軟性のある支配」に持続の秘密があった。これまで、村が百姓の共同体として自立的要素の色濃い独自の運営方式をもっており²⁴⁾、村や村をこえた地域社会の共同管理の実際、組合村など村連合の役割、あるいは重層のかつ広域的結合の機能などが明らかにされている²⁵⁾。さらに近年では、近世民衆の積極的政治参加が目玉されている²⁶⁾。それによって18世紀以降、輿論が幕藩領主を拘束し、幕藩領主もまた輿論を抜きにして政治を行うことが難しくなったことが明らかにされている²⁷⁾。実際、輿論の動向が一定程度施策に反映し、百姓が献策などを行って政策決定に参画することも少なくなかった。さらに最近の研究によれば、重要な幕藩政策を立案し実施するためには被支配者層を含めた関係する各層の一定の「合意」が必要であったということである²⁸⁾。

このような民間社会の厚みが、幕藩支配システムの水準や支配姿勢に影響を与え、かつ民間社会もその反作用を受けるという相互連関によって近世社会が推移してきている²⁹⁾。

ところで重層的に存在し機能する自律団体による地域管理体制の発展は、日本近世社会の特徴であると指摘されているが、そうであれば当然、その地域管理体制の発展は文書の作成・移動・管理などのあり方に大きな影響を与えずにおかない³⁰⁾。一般的にみても社会経済の拡大は、大きな幕藩政を生み出す。幕藩が「調停者」としてさまざまな社会問題に関与することが増大してきたからである。それは幕藩庁内で作成し授受する文書記録量を増加させるものであった³¹⁾。

このような変化は、とうぜん諸藩の支配のあり方を変化させることとなった。それは、重臣による行政請負から組織による官僚担当制へ、支配の継続性・公平性を保証する運営態勢への変化であった。このような新しい支配システムと支配基調は、文書管理方法の転換を必要不可欠とした。

徳川幕府は、18世紀前半の享保改革において勘定所機構の改編を契機に文書管理システムを整備したが、それは法と官僚による目的合理性の貫徹した支配システムを基礎づけるために必要不可欠なものであったからである³²⁾。

18世紀後半に行われた福岡藩の記録仕法改革は、幕府の場合と同じく法令による一元的支配を領内に浸透させていくための基盤整備であった。具体的な記録管理は、藩庁各部局での部分

24) 水本邦彦『近世の村社会と国家』、東京大学出版会、1987年。

25) 藪田貫『国訴と百姓一揆研究』、校倉書房、1992年。谷山正道『近世民衆運動の展開』、高科書店、1994年など。

26) 水本邦彦『近世郷村自治と行政』、東京大学出版会、1993年。

27) 平川新『紛争と世論—近世民衆の政治参加—』、東京大学出版会、1996年。

28) 山室恭子「お江戸の富の再分配」、『日本歴史』第763号、2011年。伊藤昭弘「近世後期の藩領国における資本循環構造と藩財政」、今村直樹「近世後期藩領国の行政システムと地域社会の『成立』—熊本藩を事例に—」、ともに『歴史学研究』第885号、2011年。

29) 深谷克己『江戸時代』、岩波書店、2000年。

30) 久留島浩「百姓と村の変質」、『岩波講座日本通史・近世5』第15巻、岩波書店、1995年。

31) 大藤修「近世の社会・組織体と記録——近世文書の特質とその歴史的背景」、国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上、柏書房、2003年。

32) 大石学「官僚システムの整備—法・官僚・公文書」、大石学編『享保改革と社会変容』吉川弘文館、2003年。

け仕法の実施である。それは増大する記録を如何にして検索・参照可能な状態にするかということから編み出された仕法であった。いうまでもなく、法令・組織にもとづく一元的・系統的支配を実現していくためには、法令・機構の整備と同時に先例が常時、検索・参照できなければならないが、そのような政治課題を実現するために文書管理・記録整備システムの改革が行われたのである³³⁾。

徳川幕府も福岡藩も、社会的変容、つまり民間社会の厚みが増してきたことに対応して法と官僚機構を整備し、これを基礎づける公文書作成・管理システムを整えることを重要な政治課題としたのである。

これら多分野での組織整備・官僚化の進展は、ますます文書主義を浸透させていくことになる。村・組合・地域・領主役所間での文書を媒介とする相互関係の拡大は、これまた村・組合・地域・領主役所が作成し、授受する文書量の増大と、管理・保存・参照するシステムの構築を生み出さずにはおかない。

以上のような民間社会の変容と支配姿勢の転換の相互進展は、支配の「恣意性」「個別性」を排除し、支配の「公平性」「安定性」「継続性」を要請するようになる。ここにも支配の質を担保するために文書の管理・保存と参照態勢を整える必要が拡大し、文書記録の管理・保存および利用は社会共通の課題となっていくのである。

（2）熊本藩領域社会における「行政」と文書管理

法と吏僚による継続的、かつ一元的な支配を実現し、「公正」・「公平」な支配を効率的に行うことは時代の要請であり、それには先例参照と文書記録の共有化を図ることが必要不可欠の条件であった。そこで、比較的研究が進んでいる熊本藩の具体的事例をもとに文書の管理・保存と支配の問題を検討したい³⁴⁾。

熊本藩領の村むらは、18世紀後半から地域政策決定過程に参画し、文書を媒介にして藩と意思を相互に交換し、政策実施に参加している。地域社会側は、藩庁郡方に様々の訴願や企画した事業の要望、あるいは立案した問題処理方法を事前に配布された所定の用紙に記述して提出した。この申請文書を手永（地域行政の基礎単位）一郡代を経由して受理した藩庁郡方は、申請書をそのまま起案書に添付して郡方官房の稟議に付し、回答原案を作成して部局長である郡方奉行の決裁を仰ぐのである。郡方奉行は、検討した決裁を郡代に下付し、郡代はこれを手永に通達するが、これを手永が請け合えば、それが藩の地方政策として実行に移されることとな

33) 江藤彰彦「福岡藩における記録仕法の改革一法の蓄積と法令による支配一」、西南地域史研究会編『西南地域の史的展開・近世編』、思文閣出版、1988年。『新修福岡市史・資料編近世1 領主と藩政』、福岡市、2011年。

34) 稲葉継陽「日本中世・近世史研究における『地域社会論』の射程」、『七隈史学』第8号、2007年。のち稲葉継陽『日本近世社会形成史』、校倉書房、2000年、所収。吉村豊雄「藩政改革像の再構築」、『歴史評論』第707号、2010年。吉村豊雄「江戸時代に生まれた『日本の近代』」、熊本大学文学部研究推進・地域連携委員会編『越境する精神と学際的思考』、熊本出版文化会館、2010年。吉村豊雄「近代化への行政的基点としての宝暦一安永期一熊本藩を事例に一」、『文学部論叢』（熊本大学文学部）第101号、2010年。三澤純「維新変革期における民政と民衆」、明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う』、有志舎、2011年。今村直樹「19世紀の惣庄屋制と地域社会」、志村洋・吉田伸之編『近世の地域と中間権力』、山川出版社、2011年。前掲註28) 今村直樹論文。

る。熊本藩地方支配においては手永に基礎においた稟議制が18世紀後半に成立し、19世紀初頭からは熊本藩の地方政策実施の基軸となっていた。

さらに18世紀半ばに導入された惣庄屋・村庄屋の職務業績評価制度は、村役人の官僚化の趨勢を明示するものである。惣庄屋・郡代からの申請をもとに藩庁の「選挙方」が職務業績評価を行い、それをもとに褒賞・転勤・免職が決められた。結果的に惣庄屋・村庄屋の転勤がくりかえされることになる³⁵⁾。この評価制度は、惣庄屋以下の村役人人事に手永内の百姓層の意向が一定程度反映するシステムであった。したがってこれらのシステムによって惣庄屋は手永の地域利益を実現する地域代表的性格を有する方向に向かうこととなった。

こうして、百姓出身の地方行政官であり、かつ地域代表的性格を有する惣庄屋を基軸に会所スタッフによって運営される手永が、地域社会の諸利害を調整して共通利益を実現するための公共事業を立案し、手続きを踏んで藩庁に申請し、それが藩庁内の稟議制を通じて熊本藩の地方政策となって実施される行政システムが確立していた。しかも、手永側で納得できない場合には幾度となく文書をやりとりし、修正が繰り返されて最終決定されていたのである。

このように藩領域社会から訴願や提案を受け入れ、実施する熊本藩の政治姿勢が、民政部局への上申文書を急増させることになった。19世紀に入った熊本藩では、前述したように定型の用紙に記述された上申原文書を部局起案文書に添付し稟議に付し、かつ決裁を経ると後の参照に備えてそのまま保存する原文書綴り込み方式が確立していたのである。

地域と藩庁、地域と地域で文書を媒介とする文書主義行政システムの展開は、これまた必然的に地域および藩庁が作成し、授受し、管理・保存する文書量を増大させる³⁶⁾。そこに地域では文書の管理と引継ぎ方法を構築し、熊本藩では文書管理を専管するセクションを設置し、文書管理をシステム化していく理由がある。事実、熊本藩の業務量が多い部局では、近世後期から文書記録のライフサイクルという考え方を生み出し、文書管理を専管する「諸帳方」を設置した。諸帳方は、各部局から文書記録を引き継いで「御蔵」・「坤櫓」を書庫とした長期・永年の文書保存システムを管理運営していったのである³⁷⁾。

このような動向は、ひとり熊本藩領、熊本藩にかぎったものでなく、多少の相違はあったとしても時代の趨勢として近世の各地域社会・各藩において形成されていた文書管理保存態勢ではあるまいか。それが、日本社会の近代化と近代国家を創出する基盤のひとつになったと考えられる。

3. 近代への継続と断絶

近世社会全体として、必要な文書は作成し、管理・保存し、一定レベルで公開されるべきだ

35) 吉村豊雄『藩制下の村と在町』、一の宮町、2001年。吉村豊雄「日本近世における評価・褒賞システムと社会諸階層——19世紀熊本藩住民評価・褒賞記録「町在」の成立・編成と特質——」、吉村豊雄・三澤純・稲葉継陽編『熊本藩の地域社会と行政—近代社会形成の起点—』、思文閣出版、2009年。

36) 吉村豊雄「近世地方行政における藩庁部局の稟議制と農村社会」、国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』、岩田書院、2008年。

37) 高橋実「熊本藩の文書記録管理システムとその特質（その1）（その2）」、『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第2号・3号、2006年・2007年。高橋実「熊本藩の文書管理の特質」、国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』、岩田書院、2008年。

という共通認識のもとで、それぞれの組織のあり方、社会的位置に応じて文書管理が行われており、その形態は多様である。「文書による支配」と「文書による保証」を実現するために文書を保存するという共通部分を基盤に、その上にさまざまな形態が並立していたというのが、近世社会の文書管理の実際であろう。

村社会では、草分け百姓など特定「家の文書」から「村の文書」、さらに「村中の文書」へというように、村の「公共性」論理に基づく村文書共有化の方向に全体として進んでいった。それらの共有文書は、村びとの要請に対して原則公開であった。これらのことが、近世地域社会において文書の管理・保存のシステム化を進め、保存文書の公開性を高めていたのである³⁸⁾。

このシステムが近代にどう引き継がれたのか、引き継がれなかったのかについて、断絶説³⁹⁾と、必ずしも断絶しているとはいえないという非断絶説⁴⁰⁾がある。私も前出註38の拙稿で、次のように述べたことがある（一部、省略）。

村にある村付き文書、村役付き文書の「共有性・公共性」認識と、その保存、引継ぎの必要性については、近世と近代はつながるものであった。つまり、システム、考え方の基本は明治に引き継がれなかったわけではない。時代の違いはそんなにないのであるから、組織・団体の文書管理の基本は異質なわけがない。しかし、とくに代々世襲名主にみられる家付き文書との末分離、公私の混交に対しては、明治政府は「近代化」という錦の御旗のもと、明確にしかも直截に弁別しようとしたものといえよう。それが、短期間で行おうとしたため、排除すべき面をことさら強調する指示文面となったのではあるまいか。しかも、明治政府が主導して整備しようとした文書管理方式は、行政的必要性にほぼ限定した視点からの現用＝保管、不要＝廃棄という明快な方式であった。かつてのように家や村役人らの恣意が介入しやすい文書管理とは、かなり質を異にするものであった。また、引継ぎ書類が少ないのは、実際、徳川期の帳簿類はあまり必要がなかったからではなかろうか。明治初期は、まさにスクラップ・アンド・ビルドを行った時期である。またこの時期、「大調査の時代」といわれるように明治政府は村や区に対し矢継ぎ早に各種調査を命じている。県も同じである。かかる自前の調査＝自前の帳簿作成を急速に進めていたのであるから、旧書類の必要性は相対的に下がるはずである。必要があっても、それは短期間のものであった。

さらにいえば、支配・統治原理の違いによる作成文書、必要文書に違いが次第に生じてきたことも影響を与えているのであろう。具体的にいえば、年貢村請制から近代的土地所有に基づく地租の個人負担制への移行によって、村方の基本書類の有り様は変わったのである。いずれにせよ、明治になっての行政文書の管理は、かつての村の文書のように曖昧な形では行わない。近代化を急ぐ行政組織は、不必要なものは保存しない。そのかわり、必要なものははっきり特定・規定して保存し、引き継ぐのである。

いまも大筋ではこの考えに変更はない。ただ、もう少し幅広く検討する必要があると考えて

38) 高橋実「近世における文書の管理と保存」、安藤正人青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年。

39) 大藤修「史料と記録史料学」、『記録と史料』第1号、1990年。

40) 大友一雄「近世社会における文書の管理と文書認識—美濃国加茂郡蜂屋村を事例に」『史料館研究紀要』第23号、1992年。

いる。

つぎに紹介する事例は、文書の公開性が大きく転換したことを示す事件である。

近世的文書公開性が大きく転換していくのが、明治初年の諸改革を経た1880年代以降の地方行政制度の改編の時期である。地方行政の広域化と制度改編によって、文書管理は一言で言えば「村中の文書」から「役場の文書」へと変化していった。それを典型的に示すのが、明治17(1884)年の玉造村戸長役場(茨城県行方市)での文書公開騒動である⁴¹⁾。関係史料は以下の通りである。

証明書

明治十七年九月三十日、拙者共行方郡玉造村連合戸長役場ニ出頭シ居タル際、同日午前九時玉造村本島隼人ナル者入来リ、戸長ニ向ヒ会議ノ書類ヲ披見シ度旨ヲ申入タリ、然ルニ戸長ハ事務多端ニテ見セ難シト答フルニ、隼人ハ戸長ニ迫リ、人民カ見タイト云フニ見セザル戸長ハナイ、其様ナ戸長ナラ止メテシマイ、仮令見セテモ見セズトモ見ル、何故見セザルヤ、其故ヲ云イト迫ル、戸長ハ職権ニヨリテ見セ難ト答フ、隼人ハ曰ク、何ンダ戸長ニ其様ナ職権ガアルモノカ、検察官代理トデモ思フカ、此所ニハ警部補代理ガアルゾ、ヲマイヲ検察官ト思フヤツハナイゾ、其時隼人ハ戸長ガ筆記シ居タル書類ヲ引摺ミタリ、戸長ハ之ヲ取戻シタルニ、隼人ハ戸長カ泥捧ヲシテ人民ヘ賦課シタルカラ見セラレナイカ、見セル迄ハ何時迄モ此所ニ居ルトテ、戸長ノ側ニ詰寄り、尚見セロ々々ト迫ル、戸長ハ見セ難シト答ルニ、隼人ハ火フリヲ云フナト罾ルモ、戸長ハ黙シテ答ヒズ、然ルニ隼人ハ戸長ニ向ヒ唾カ驕カト云フタリ、其時居合セタル戸長役場雇若水誠之助ニ向ヒ、ヲマイハ筆生カ、戸長ハ帳簿ヲ見セズト云フ、ヲマイ見セロテ呉レト云フ、誠之助ハ雇ナルニヨリ其求ニ応シ難シト云フ、又隼人ハ同雇須具直行ニ向ヒ、ヲマイモ雇カト問フ、直行答フ然リ、隼人然ラハ見ル処テ見ルトテ、其場立去リタリ

事実

告訴人戸長大場伊三郎陳呈仕候、被告成島隼人ハ本年九月三十日午前第九時突然当役場へ来リ、拙者ニ向ヒ本村々会ニ於テ議定シタル書類悉皆披見シ度旨申述シトモ、其際事務多端ニ付見セ難シト答フルニ、ヒ告ハ何ガ事務多端ナルヤ、必用ニモアラザル布告デモ見ルノカ、人民ノ披見ヲ望ムニ何書類タリトモ見セザル理ハ無キ筈ナリ、戸長ノ職務ヲ知ラサルヤ、知ラズハ説諭シテヤル、其様ナ戸長ナラ止メテシマイ、仮令見セテモ見ル、見セズトモ見ル、サア見セロ々々ト拙者ノ傍へ詰寄り、大音ニ罾リ、何故今見セラレズヤ、其故ヲ云イト迫ルニヨリ、職権ニヨリ見セ難シト答シニ、被告ハ云フ、何ニ職権ダ、其様ナ職権ガ戸長ニアルモノカ、ヲマイハ検察官ノ代理トデモ思フカ、此所ニハ警部補代理アリ、ヲマイヲ検察官代理ト思フヤツハナイゾト罾リタリ、其時拙者ハ玉造村斎藤治助ヨリ差出シタル願書へ奥書ヲ筆記シ居タルヲ、被告ハ無法ニモ其書面ヲ引摺ミタルヲ、拙者ハ取戻シタル、然ルニ被告ハ戸長カ泥捧ヲシテ人民ヘ賦課シタルニヨリ其帳簿ハ見セサルノカト罾リ、見セル迄ハ何時迄モ此処ヲ去ラズ、然ル上ハ其入費ヲ戸長ヨリ支弁サセル杯ト云フモ取敢ハズ、見セ難シト答ルニ、被告ノ曰ク、然ラバ火リカ、其様ナ火フリヲ云フヤツハ無イ、サア見セロサア見セロト暴言ヲ以テ曰ルニ付、拙者ハ黙シテ答ヒズ、然ルニ被告ハ

41) 茨城県行方市玉造・大場家文書ア624・ア625。

拙者ニ向ヒ聲カ唾カ、然ラバ見ヨ、見ル処デ見ルトテ戸長ニ対シ言語ヲ以テ侮辱ヲ成シタリ
証憑

一 ヒ告成鳥隼人カ戸長ニ対シ侮辱ヲ成シタル際、当役場ニ出頭シ居タル若水誠之助外四名ノ証明書

右ノ事実ト証拠トニ拠、刑法第四百四十一条ノ犯罪ト思維シ、治罪法九十三条ニ拠リ告訴仕候也

このように事件は、「村民が戸長に対して会議の書類を見せてほしいと申し入れたところ戸長が見せなかったために、人民が見たいということに見せないということはない」と被告が憤り、戸長に対して「放火する」などという威嚇発言が生まれた事件である。明治17年から官選の連合戸長制がはじまるが、この事件はその数か月後のものであり、近世以来の「村中の文書」が「役場の文書」へと変化し、文書「公開」を否定し、非公開となっていく様子を見ることができる。

戸長役場が、連合村むらの役場である以上に、国や県の官僚組織と結合した役場であり、国や県など上級組織から「分任」された委任事務執行機関と化したのである。かくして地域行政における「公」が事実上の「官」となり、「官」が「公」を吸収し、それにともない地域「公」文書が「官」文書化していったのである。その結果、「官」文書は、官僚の公務の他に見ることができないシステムとなっていたのである⁴²⁾。

「公共物」としての「村中の文書」が、官の「専用物」になっていく過程は、単純でない。幕藩制集権・分権から近代的集権制への移行、近世社会に比較し行政単位の広域化、役場業務の質量の拡大と迅速化、上中下級役所の系列化と委任事務の増大などなど、考慮すべき要素は少なくない。

しかし、ここで紹介した事例は近世・近代の断絶の一端を示していることは紛れもないことである。この事例などを含め、さまざまな側面から我が国の「官文書」「公文書」認識や、情報公開制度、アーカイブズ制度の現状と特質などの生成過程を含めて歴史的に把握するために、今後の幅広い検討は欠かせないことである。

さらに旧稿⁴³⁾で述べたように、近世から近代の歩みの中で管理・保存されてきた「文書の持つ歴史的、文化的価値をも認識し、その保存と活用が開花するようになるには、市民社会の確立を待たねばならない。後進国日本が、どういう道筋とタイムスケジュールで近代化を進め、どんな市民社会を形成するか、それに文書の管理、および文書館制度の有り様が深くかかわっているのである」ということを改めて確認したいと思う。

42) たとえば、「主管ノ文書ハ公務ノ外他人ニ示スコトヲ得ズ」という明治28年の奈良県『庁規』が示している。

43) 前掲、註38拙稿。